

議 第 1 6 号

手数料条例の一部を改正する条例の制定について

本市手数料条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和6年(2024年)2月16日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市手数料条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市手数料条例(平成11年条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表第2号市民生活部関係の表8の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表9の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同表中23の項を25の項とし、14の項から22の項までを2項ずつ繰り下げ、同表13の項中「事務」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件」に改め、同項を同表15の項とし、同表12の項中「又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同項を同表14の項とし、同表11の項の次に次の2項を加える。

12	戸籍法第120条の3第2項の規	戸籍電子証明書提供用識別符号	400円
----	-----------------	----------------	------

	<p>定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>発行手数料</p>	
<p>13</p>	<p>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料</p>	<p>700円</p>

	<p>用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	
--	---	--

別表第5号建築基準法関係8 その他のものの表中54の項を58の項とし、49の項から53の項までを4項ずつ繰り下げ、48の項を50の項とし、同項の次に次の2項を加える。

51	<p>第86条の7第1項の規定に基づく敷地等と道路との関係の適用を受けない建築物の大規模な修繕又は大規模な模様替の認定の申請に対する審査</p>	<p>敷地等と道路との関係の適用を受けない建築物の大規模な修繕又は大規模な模様替の認定申請手数料</p>	27,000円
52	<p>第86条の7第1項の規定に基づく道路内の建築制限の適用を受けない建築物の大規模な修繕又は大規模な模様替の認定の申請に対する審査</p>	<p>道路内の建築制限の適用を受けない建築物の大規模な修繕又は大規模な模様替の認定申請手数料</p>	27,000円

別表第5号建築基準法関係8 その他のものの表47の項を同表49の項とし、同表46の項中「建築物の建築」を「建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等」に、「一敷地内許可建築物を除く」を

「新築又は増築等（第86条の2第1項に規定する増築等をいう。）に係るものに限る」に、「この号」を「この項」に改め、同項を同表48の項とし、同表45の項中「の建築物の」の次に「新築又は一敷地内認定建築物の増築等における」を加え、「一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等（第86条の2第1項に規定する増築等をいう。）に係るものに限る」に、「この号」を「この項」に改め、同項を同表47の項とし、同表44の項中「建築物の建築」を「建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等（第86条の2第1項に規定する増築等をいう。）に係るものに限る」に、「この号」を「この項」に改め、同項を同表46の項とし、同表43の項中「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」に、「この号」を「この項」に改め、同項を同表45の項とし、同表42の項を同表44の項とし、同表41の項中「既存建築物を除く」を「建築等（第86条第1項に規定する建築等をいう。45の項において同じ。）をするものに限る」に、「この号」を「この項」に改め、同項を同表43の項とし、同表中40の項を42の項とし、19の項から39の項までを2項ずつ繰り下げ、同表18の項中「第55条第3項各号」を「第55条第3項又は第4項各号」に改め、同項を同表20の項とし、同表中17の項を19の項とし、16の項を18の項とし、15の項を17の項とし、同表14の項中「第53条第5項」を「第53条第5項第1号から第3号まで」に改め、同項を同表15の項とし、同項の次に次の1項を加える。

16	第53条第5項第4号の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の建ぺい率に関する特例許可申請手数料	160,000円
----	---	-----------------------	----------

別表第5号建築基準法関係8 その他のものの表13の項を同表14の項とし、同表12の項中「延べ面積の」を「容積率に関する」に改め、同項を同表13の項とし、同表11の項の次に次の1項を加える。

12	第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に	建築物の容積率に関する特例認定申請手数料	27,000円
----	---------------------------	----------------------	---------

関する特例の認定の申請に 対する審査		
-----------------------	--	--

別表第5号建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第6号消防本部・消防署関係の表中

「

1,180,000円
1,410,000円
1,590,000円
1,950,000円
2,270,000円
4,550,000円
5,820,000円
7,070,000円

「

1,450,000円
1,720,000円
1,920,000円
2,360,000円
2,740,000円
5,640,000円
7,240,000円
8,790,000円

」を

」に、

「

(2) 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。次項及び32の項において同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をするもの	ア 処理容積が10,000,000立方メートル以上の設備	1件につき 91,000円
	イ 処理容積が5,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の設備	1件につき 75,000円
	ウ 処理容積が1,000,000立方メートル以上5,000,000立方メートル未満の設備	1件につき 60,000円
	エ 処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の設備	1件につき 44,000円
	オ 処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の設備	1件につき 27,000円
	カ 処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の設	1件につき 21,000円

	備	
	キ 処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備	1件につき 16,000円
	ク 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	1件につき 13,000円
	ケ 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	1件につき 11,000円
	コ 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	1件につき 7,400円

」を

「

(2) 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下この項、次項及び32の項において同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をするもの	ア 処理容積が10,000,000立方メートル以上の設備	1件につき 91,000円
	イ 処理容積が5,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の設備	1件につき 75,000円
	ウ 処理容積が1,000,000立方メートル以上5,000,000立方メートル未満の設備	1件につき 60,000円
	エ 処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の設備	1件につき 44,000円
	オ 処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の設備	1件につき 27,000円
	カ 処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の設備	1件につき 21,000円
	キ 処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備	1件につき 16,000円
	ク 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	1件につき 13,000円
	ケ 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メ	1件につき

	ートル未満の設備	11,000円
コ	処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	1件につき 7,400円
サ	当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査	1件につき 6,000円

」に、

「

「

26の項(1)から(3)までに掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の4分の3に相当する額（高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円）

26の項(1)から(3)までに掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の4分の3に相当する額（高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円）

」を

」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第2号市民生活部関係の表の改正規定は、令和6年3月1日から施行する。

新潟県柏崎市手数料条例（平成11年12月16日条例第32号）

改正後		改正前	
別表（第2条関係）			
(1) (略)			
(2) 市民生活部関係			
事務	名称	事務	名称
(略)		(略)	
8	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	戸籍謄抄本・戸籍全部事項、個人事項、一部事項証明書交付手数料
9	戸籍法第12条の2若しくは第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付	戸籍法第12条の2若しくは第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	除籍謄抄本・除籍全部事項、個人事項、一部事項証明書交付手数料
(略)		(略)	

改正後		改正前	
11	戸籍法第12条の2又は第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	除籍記載事項証明書交付手数料	450円
12	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるもの）に限る。以下この項及び次項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	400円
13	戸籍法第120条の3第2項の規定	除籍電子証明書提供用識別	700円
11	戸籍法第12条の2又は第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	除籍記載事項証明書交付手数料	450円

改正後

符号発行手数料

に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）

14

戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の

350円
（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省

届出・申請の受理証明書又は届書その他の書類の記載事項の証明書交付手数料

改正前

12

戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他の受理した書類に記載した事項の証明書の交付

届出・申請の受理証明書又は届書その他の書類の記載事項の証明書交付手数料

350円
（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省

改正後		改正前	
	規定に基づく届書等情報の内容 の証明書の交付		令で定める 様式による 上質紙を用 いる場合に あつては、 1,400円)
<u>15</u>	戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	届書その他の書類の閲覧手数料	書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円
<u>16</u>	(略)		
<u>17</u>	(略)		
<u>18</u>	(略)		
<u>19</u>	(略)		
<u>20</u>	(略)		
<u>21</u>	(略)		
<u>22</u>	(略)		
<u>23</u>	(略)		
<u>24</u>	(略)		
<u>25</u>	(略)		
<u>13</u>		戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他の受理した書類を閲覧に供する事務	届書その他の書類の閲覧手数料 書類1件につき 350円
<u>14</u>	(略)		
<u>15</u>	(略)		
<u>16</u>	(略)		
<u>17</u>	(略)		
<u>18</u>	(略)		
<u>19</u>	(略)		
<u>20</u>	(略)		
<u>21</u>	(略)		
<u>22</u>	(略)		
<u>23</u>	(略)		

改正後				改正前			
(3)・(4) (略)				(3)・(4) (略)			
(5) 都市整備部関係 租税特別措置法関係 (略) 建築基準法関係 1～7 (略) 8 その他のもの				(5) 都市整備部関係 租税特別措置法関係 (略) 建築基準法関係 1～7 (略) 8 その他のもの			
事務	名称	手数料の額	事務	名称	手数料の額		
(略)							
11	第51条ただし書(第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	160,000円	11	第51条ただし書(第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	160,000円	特殊建築物等敷地許可申請手数料	
12	第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	27,000円	12	第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円	建築物の容積率に関する特例認定申請手数料	
13	第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円	12	第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円	建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	
14	(略)		13	(略)			
15	第53条第5項第1号から第3号までの規定に基づく建築物の建ぺい率に関する特例許可申請手数料	33,000円	14	第53条第5項の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する特例許可申請手数料	33,000円	建築物の建ぺい率に関する特例許可申請手数料	

改正後

改正前

	く建築物の建ぺい率に関する特例の許可の申請に対する審査		
16	第53条第5項第4号の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の建ぺい率に関する特例許可申請手数料	160,000円
17	(略)		
18	(略)		
19	(略)		
20	第55条第3項又は第4項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	建築物の高さの許可申請手数料	160,000円
21	(略)		
22	(略)		
23	(略)		
24	(略)		
25	(略)		
26	(略)		
27	(略)		
28	(略)		

	関する特例の許可の申請に対する審査	
15	(略)	
16	(略)	
17	(略)	
18	第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	建築物の高さの許可申請手数料 160,000円
19	(略)	
20	(略)	
21	(略)	
22	(略)	
23	(略)	
24	(略)	
25	(略)	
26	(略)	

改正後		改正前	
29	(略)	27	(略)
30	(略)	28	(略)
31	(略)	29	(略)
32	(略)	30	(略)
33	(略)	31	(略)
34	(略)	32	(略)
35	(略)	33	(略)
36	(略)	34	(略)
37	(略)	35	(略)
38	(略)	36	(略)
39	(略)	37	(略)
40	(略)	38	(略)
41	(略)	39	(略)
42	(略)	40	(略)
43	<p>第86条第2項の規定に基づく一の敷地とみなすことによる特例の認定の申請に対する審査</p> <p>既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料</p> <p>建築物(建築等(第86条第1項に規定する建築等をいう。45の項において同じ。))を<u>するものに限る</u>。以下この項において同じ。)の敷</p>	<p>第86条第2項の規定に基づく一の敷地とみなすことによる特例の認定の申請に対する審査</p> <p>既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料</p> <p>建築物(既存建築物を除く。以下この号において同じ。)の敷数が1である場合</p>	

改正後		改正前	
44	(略)	が1である場合 78,000円 建築物の数が2以上である場合 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	78,000円 建築物の数が2以上である場合 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
45	(略)	一の敷地とみなすこと等による現に存する建築物を考慮した建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 第86条第4項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	一の敷地とみなすこと等による現に存する建築物を考慮した建築物の容積率又は各部分の高さに関する許可申請手数料 建築物 (既存建築物を除く。以下この号において同じ。) の数が1である場合 238,000円 建築物の数が2以上である場合 238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
46	(略)	一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物以外 第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建	建築物 (一敷地内認定建築物を除く。以

改正後		改正前	
<p>建築物以外の建築物の新築又は一般地内認定建築物の増築等の認定の申請に対する審査</p>	<p>地内認定建築物の増築等認定申請手数料</p>	<p>建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査</p>	<p>手数料</p>
<p>47</p>	<p>第86条の2第2項の規定に基づく一般地内認定建築物以外の建築物の新築又は一般地内認定建築物の増築等における容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>1項に規定する増築等(いう。)に係るものに限る。以下この項において同じ。)の数及び1である場合</p> <p>78,000円</p> <p>建築物の数が2以上である場合</p> <p>78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p>	<p>下この号において同じ。)の数及び1である場合</p> <p>78,000円</p> <p>建築物の数が2以上である場合</p> <p>78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>45</p>	<p>建築物(新築又は増築等(第86条の2第1項に規定する増築等をいう。)に係るものに限る。以下この項において同じ。)の数及び1である場合</p> <p>238,000円</p> <p>建築物の数が2以上である場合</p>	<p>第86条の2第2項の規定に基づく一般地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>公告認定対象区域内における一般地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さに関する許可申請手数料</p> <p>238,000円</p> <p>建築物(一般地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。)の数及び1である場合</p>

改正後		改正前	
48	第86条の2第3項の規定に基づく一般地内許可建築物以外の建築物の新築又は一般地内認定建築物の増築等の許可の申請に対する審査	公告許可対象区域内における一般地内許可建築物以外の建築物の新築又は一般地内認定建築物の増築等許可申請手数料	建築物（新築又は増築等（第86条の2第1項に規定する増築等をいう。）に係るものに限る。以下この項において同じ。）の数が1である場合 238,000円 建築物の数が2以上である場合 238,000円に1を超える建築物の数を乗じて得た額を加算した額
49	(略)	(略)	(略)
50	第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外	27,000円
46	第86条の2第3項の規定に基づく一般地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査	公告許可対象区域内における一般地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料	建築物（一般地内許可建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合 238,000円 建築物の数が2以上である場合 238,000円に1を超える建築物の数を乗じて得た額を加算した額
47	(略)	(略)	(略)
48	第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外	27,000円

改正後

改正前

定の申請に対する審査	に係る認定申請手数料	
51 第86条の7第1項の規定に基づく敷地等と道路との関係の適用を受けない建築物の建築物の大規模な修繕又は大規模な模様替の認定の申請に対する審査	敷地等と道路との関係の適用を受けない建築物の大規模な修繕又は大規模な模様替の認定申請手数料	27,000円
52 第86条の7第1項の規定に基づく道路内の建築制限の適用を受けない建築物の大規模な修繕又は大規模な模様替の認定の申請に対する審査	道路内の建築制限の適用を受けない建築物の大規模な修繕又は大規模な模様替の認定申請手数料	27,000円
53 (略)		
54 (略)		
55 (略)		
56 (略)		
57 (略)		
58 (略)		

定の申請に対する審査	に係る認定申請手数料	
49 (略)		
50 (略)		
51 (略)		
52 (略)		
53 (略)		
54 (略)		

長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係 (略)
 都市の低炭素化の促進に関する法律関係 (略)
 都市計画法関係 (略)
 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係

事務	名称	区分	手数料の額

事務	名称	区分	手数料の額

改正後		改正前	
<p>1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>
<p>(1) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に同法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における同項に規定する他の建築物をいう。2の項において同じ。）の場合</p>	<p>(1) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に同法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における同項に規定する他の建築物をいう。2の項において同じ。）の場合</p>	<p>1件につき、次に掲げる額 ア 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものについては、19,000円 イ 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、28,400円 ウ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、76,400円 エ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、118,400円 オ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、148,400円 カ 床面積が25,000平方メートル以上184,400円</p>	<p>1件につき、次に掲げる額 ア 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものについては、19,000円 イ 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、28,400円 ウ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、76,400円 エ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、118,400円 オ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、148,400円 カ 床面積が25,000平方メートル以上184,400円</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>

<p>2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>(略)</p>
<p>3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付</p>	<p>(略)</p>
<p>4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>
<p>2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>(略)</p>
<p>3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付</p>	<p>(略)</p>
<p>4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>
<p>1 件につき、次に掲げる額を合算した額（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項の規定による申出を行う場合にあつては、その額に建築確認等手数料額を加えた額） （1）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11</p>	<p>1 件につき、次に掲げる額を合算した額（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定による申出を行う場合にあつては、その額に建築確認等手数料額を加えた額） （1）建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11</p>

改正後		改正前	
の申請に対する 審査	11条第1項に規定する住宅部分（以下「住宅部分」という。）については、次に掲げる額 ア 一戸建ての住宅の床面積（以下「戸建て住宅面積」という。）が200平方メートル未満のものについては、32,200円（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の基準に適合するかどうかの審査（以下この項及び5の項において「技術的審査」という。）を行わない場合） イ～カ（略） (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分（以下「非住宅部分」という。）で標準入力法等による基準（基準省令第10条第1号ロ(1)の基準をいう。5の項において同じ。）に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額 ア～キ（略） (3)（略）	申請に対する審査	条第1項に規定する住宅部分（以下「住宅部分」という。）については、次に掲げる額 ア 一戸建ての住宅の床面積（以下「戸建て住宅面積」という。）が200平方メートル未満のものについては、32,200円（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の基準に適合するかどうかの審査（以下この項及び5の項において「技術的審査」という。）を行わない場合） イ～カ（略） (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分（以下「非住宅部分」という。）で標準入力法等による基準（基準省令第10条第1号ロ(1)の基準をいう。5の項において同じ。）に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額 ア～キ（略） (3)（略）
5 建築物のエネルギー	建築物エ	5 建築物のエネルギー	建築物エ
	(1) (略)		(1) (略)

改正後		改正前	
<p>ルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更申請料</p>	<p>（2）その他の場合</p>	<p>エネルギー消費性能向上計画変更申請料</p>	<p>（2）その他の場合</p>
<p>ルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更申請料の認定の申請に対する審査</p>	<p>1件につき、次に掲げる額を合算した額（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出を行う場合）にあつては、その額に建築確認等手数料額を加えた額 （1）～（3）（略）</p>	<p>ルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の申請に対する審査</p>	<p>1件につき、次に掲げる額を合算した額（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出を行う場合）にあつては、その額に建築確認等手数料額を加えた額 （1）～（3）（略）</p>
<p>6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査</p>	<p>1件につき、次に掲げる額を合算した額 （1）住宅部分で性能基準（基準省令第1条第1項第2号ロ（1）の基準をいう。）に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額 ア 戸建て住宅面積が200平方メートル未満のものについては、32,200円（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号の基準に適合するかどうかの審査（以下この項において「技術的審査」という。）を行わない場合にあつては、5,800円） イ～カ（略） （2）～（4）（略）</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料</p>	<p>1件につき、次に掲げる額を合算した額 （1）住宅部分で性能基準（基準省令第1条第1項第2号ロ（1）の基準をいう。）に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額 ア 戸建て住宅面積が200平方メートル未満のものについては、32,200円（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号の基準に適合するかどうかの審査（以下この項において「技術的審査」という。）を行わない場合にあつては、5,800円） イ～カ（略） （2）～（4）（略）</p>

改正後

改正前

(6) 消防本部・消防署関係

(6) 消防本部・消防署関係

事務	名称	手数料の額
2 (略)	(1) (略)	
	(2) 貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査手数料	
法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可（以下この項において「設置の許可」という。）	ア～エ (略)	
	オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 (ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの (イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの (エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル	1,450,000円 1,720,000円 1,920,000円 2,360,000円

事務	名称	手数料の額
2 (略)	(1) (略)	
	(2) 貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査手数料	
法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可（以下この項において「設置の許可」という。）	ア～エ (略)	
	オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 (ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの (イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの (エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル	1,180,000円 1,410,000円 1,590,000円 1,950,000円

改正前

ト ル 以 上 100,000キロリ ットル未満のも の	2,270,000円
(オ) 危険物の貯 蔵最大数量が 100,000キロリ ットル以上 200,000キロリ ットル未満のも の	4,550,000円
(キ) 危険物の貯 蔵最大数量が 300,000キロリ ットル以上 400,000キロリ ットル未満のも の	5,820,000円
(ク) 危険物の貯 蔵最大数量が 400,000キロリ	7,070,000円

改正後

ト ル 以 上 100,000キロリ ットル未満のも の	2,740,000円
(オ) 危険物の貯 蔵最大数量が 100,000キロリ ットル以上 200,000キロリ ットル未満のも の	5,640,000円
(キ) 危険物の貯 蔵最大数量が 300,000キロリ ットル以上 400,000キロリ ットル未満のも の	7,240,000円
(ク) 危険物の貯 蔵最大数量が 400,000キロリ	8,790,000円

改正後

改正前

			ットル以上のもの
		カヘシ (略)	
		(3) (略)	
(略)			
26	高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可	高圧ガスの製造の許可申請に対する審査手数料	(1) (略)
			(2) 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者であつて移動式製造設備(高圧ガスの製造のための設備で移動することができるとともに設計したものをいう。以下この項、次項及び
			ア 処理容積が10,000,000立方メートル以上の設備
			イ 処理容積が5,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の設備
			ウ 処理容積が1,000,000立方メートル以上5,000,000立方メートル未満の設備
			エ 処理容積が500,000立方メートル以上
			1件につき 91,000円 1件につき 75,000円 1件につき 60,000円 1件につき 44,000円

			ットル以上のもの
		カヘシ (略)	
		(3) (略)	
(略)			
26	高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可	高圧ガスの製造の許可申請に対する審査手数料	(1) (略)
			(2) 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者であつて移動式製造設備(高圧ガスの製造のための設備で移動することができるとともに設計したものをいう。次項及び
			ア 処理容積が10,000,000立方メートル以上の設備
			イ 処理容積が5,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の設備
			ウ 処理容積が1,000,000立方メートル以上5,000,000立方メートル未満の設備
			エ 処理容積が500,000立方メートル以上
			1件につき 91,000円 1件につき 75,000円 1件につき 60,000円 1件につき 44,000円

改正前

1,000,000立方メートル未満の設備	1件につき 27,000円
オ 処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の設備	1件につき 21,000円
カ 処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の設備	1件につき 16,000円
キ 処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備	1件につき 13,000円
ク 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	1件につき
ケ 処理容積が200立方メートル	1件につき

て同じ。
)のみを
使用して
高圧ガス
の製造を
するもの

改正後

1,000,000立方メートル未満の設備	1件につき 27,000円
オ 処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の設備	1件につき 21,000円
カ 処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の設備	1件につき 16,000円
キ 処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備	1件につき 13,000円
ク 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	1件につき
ケ 処理容積が200立方メートル	1件につき

32の項に
おいて同
じ。)の
みを使用
して高圧
ガスの製
造をする
もの

改正後		改正前	
第3項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設又は第1種貯蔵所の完成検査	第1種貯蔵所の完成検査手数料	第3項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設又は第1種貯蔵所の完成検査	第1種貯蔵所の完成検査手数料
	ガスの製造のための施設の完成検査		ガスの製造のための施設の完成検査
	う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の4分の3に相当する額（高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあっては、6,100円）		う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の4分の3に相当する額（高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあっては、6,100円）
(略)	(略)	(略)	(略)
(7)～(9) (略)	(7)～(9) (略)	(7)～(9) (略)	(7)～(9) (略)
(2)～(4) (略)	(2)～(4) (略)	(2)～(4) (略)	(2)～(4) (略)